

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年3月14日改定）

■ゆうちょダイレクト規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの1日当たりの送金限度額を設定することができます。</p> <p>(2)～(12) (略)</p>	<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの1日当たりの送金限度額を設定することができます。<u>なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける1日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける電信振替及び振込に係る1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。</u></p> <p>(2)～(12) (同左)</p>
<p>12 電信振替</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) ダイレクトサービスにおける電信振替（<u>当行所定の取扱いに限りません。</u>）を行ったときは、当行所定の方法により利用者は当該電信振替の受入先の振替口座を、送金先の振替口座として登録することができます。ただし、登録する送金先の振替口座は、当行所定の数を超えることはできません。なお、登録した送金先の振替口座あてに利用者が登録から一定期間電信振替を行わないときは、当行は当該口座の登録を削除します。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>12 電信振替</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) ダイレクトサービスにおける電信振替を行ったときは、当行所定の方法により利用者は当該電信振替の受入先の振替口座を、送金先の振替口座として登録することができます。ただし、<u>当行所定の取扱いについては送金先の振替口座の登録はできず</u>、登録する送金先の振替口座は、当行所定の数を超えることはできません。なお、登録した送金先の振替口座あてに利用者が登録から一定期間<u>ダイレクトサービス又はゆうちょ通帳アプリにより</u>電信振替を行わないときは、当行は当該口座の登録を削除します。</p> <p>(8) (同左)</p>
<p>13 振込</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) ダイレクトサービスにおける振込を行ったときは、当行所定の方法により利用者は当該振込の受取人の預貯金口座を、送金先の口座として登録することができます。ただし、登録する送金先の口座は、当行所定の数を超えることはできません。なお、登録した送金先の口座あてに利用者が登録から一定期間振込を行わないときは、当行は当該口座の登録を削除します。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>13 振込</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) ダイレクトサービスにおける振込を行ったときは、当行所定の方法により利用者は当該振込の受取人の預貯金口座を、送金先の口座として登録することができます。ただし、登録する送金先の口座は、当行所定の数を超えることはできません。なお、登録した送金先の口座あてに利用者が登録から一定期間<u>ダイレクトサービス又はゆうちょ通帳アプリにより</u>振込を行わないときは、当行は当該口座の登録を削除します。</p> <p>(9) (同左)</p>
<p>18 投資信託取引</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 前項の場合において、未成年の利用者が<u>20歳</u>に達した後もこのサービスに係る投資信託取引を利用するためには、当行所定の手続きを行っていただく必要があります。なお、当該手続きの結果、当行が必要と認めた場合には、投資信託取引の利用をお断りする場合があります。</p>	<p>18 投資信託取引</p> <p>(1)～(11) (同左)</p> <p>(12) 前項の場合において、未成年の利用者が<u>成年</u>に達した後もこのサービスに係る投資信託取引を利用するためには、当行所定の手続きを行っていただく必要があります。なお、当該手続きの結果、当行が必要と認めた場合には、投資信託取引の利用をお断りする場合があります。</p>
<p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>① 利用者がダイレクトサービスの利用を廃止した場合（ゆうちょ通帳アプリ（<u>スマートフォンアプリ利用規定第5条（総則）に規定するゆうちょ通帳アプリをいいます。</u>）を利用しているときを除きます。）</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(12)～(16) (略)</p>	<p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>① 利用者がダイレクトサービスの利用を廃止した場合（ゆうちょ通帳アプリを利用しているときを除きます。）</p> <p>②～④ (同左)</p> <p>(12)～(16) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2022年<u>1</u>月<u>4</u>日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2022年<u>3</u>月<u>14</u>日から実施します。</p>

■スマートフォンアプリ利用規定

（下線の部分は改定箇所）

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年3月14日改定）**

改定前	改定後
<p>第6条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①（略）</p> <p>②「本サービス」</p> <p>本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条から第13条までに規定するサービスをいいます。</p> <p>③「利用者」</p> <p>当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第1章及び本章に同意のうえ第16条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑨（略）</p>	<p>第6条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①（同左）</p> <p>②「本サービス」</p> <p>本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定するサービスをいいます。</p> <p>③「利用者」</p> <p>当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第1章及び本章に同意のうえ第20条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑨（同左）</p>
<p>第7条（利用可能なサービス）</p> <p><u>本アプリにおいて利用可能なサービスは、</u>次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～③（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥（略）</p> <p>⑦（略）</p> <p>⑧（略）</p>	<p>第7条（利用可能なサービス）</p> <p><u>本サービスは、</u>次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～③（同左）</p> <p><u>④ 電信振替</u></p> <p><u>⑤ 振込</u></p> <p>⑥（同左）</p> <p>⑦（同左）</p> <p>⑧（同左）</p> <p>⑨（同左）</p> <p>⑩（同左）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第11条（電信振替）</u></p> <p><u>1 本アプリにおける電信振替は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座（振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）のうち総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下本条及び次条において同じとします。）から預り金を払い出して、これを当該利用者が指定する他の振替口座に受け入れる取扱いです。</u></p> <p><u>2 本アプリにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>3 前項において利用者は、当行が利用者端末の画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により電信振替の請求電文を当行に送信してください。</u></p> <p><u>4 本アプリにおける電信振替は、当行がコンピュータシステムにより振替の内容を確認し、振替口座から振替金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。</u></p> <p><u>5 本アプリにおける電信振替の成否に関する結果は、利用者端末の画面で利用者自身で確認してください。</u></p> <p><u>6 本アプリにおける電信振替を行ったときは、当行所定の方法により利用者は当該電信振替の受入先の振替口座を、送金先の振替口座として登録することができます。ただし、当行所定の取扱いについては送金先の振替口座の登録はできず、登録する送金先の振替口座は、当行所定の数を超えることはできません。なお、登録した送金先の振替口座あてに利用者が登録から一定期間ダイレクトサービス又は本アプリにより電信振替を行わないときは、当行は当該口座の登録を削除します。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第12条（振込）</u></p> <p><u>1 本アプリにおける振込は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座から預り金を払い出して、これを当該利用者が指定する他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（第4項及び第8項</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年3月14日改定）

改定前	改定後
	<p>において「預貯金口座」といいます。) あてに振り込む取扱いです。</p> <p>2 前項の請求については、前条第2項及び第3項を準用します。</p> <p>3 振込契約は、当行がコンピュータシステムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金及び振込料金の受領を確認した時に成立するものとします。</p> <p>4 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あて、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関若しくは受取人の預貯金口座の状況又は振込の依頼内容その他の事情により依頼日の翌日（日曜日等（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）をいいます。）を除いた日とします。以下この項において同じとします。）に振込通知を発信することがあります。また、振込先の金融機関の当日振込通知受信可能時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合にも、依頼日の翌日に振込通知を発信することがあります。なお、振込先の金融機関又は受取人の預貯金口座の状況等により、当行が振込通知を発信した日において、受取人の預貯金口座に振込金の入金が行われないことがあります。</p> <p>5 振込の依頼に基づき発信した振込通知について入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当行は振込資金を預り金を払い出した振替口座に戻し入れます。この場合、振込料金は返却しません。</p> <p>6 この取引について利用者に通知し又は照会をする場合には、振込の依頼にあたって入力された電話番号又は預り金を払い出した振替口座について届出のあった電話番号を連絡先とします。</p> <p>7 前項において、連絡先の誤入力又は電話の不通等によって通知し又は照会をすることができなくても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>8 本アプリにおける振込を行ったときは、当行所定の方法により利用者は当該振込の受取人の預貯金口座を、送金先の口座として登録することができます。ただし、登録する送金先の口座は、当行所定の数を超えることはできません。なお、登録した送金先の口座あてに利用者が登録から一定期間ダイレクトサービス又は本アプリにより振込を行わないときは、当行は当該口座の登録を削除します。</p>
第11条（投資信託取引） （略）	第13条（投資信託取引） （同左）
第12条（無通帳型総合口座への切替） （略）	第14条（無通帳型総合口座への切替） （同左）
第13条（届出事項の変更） 1（略） 2 前項の取扱いにあたっては、第3章によりゆうちょ認証アプリに登録のうえ、第26条第1項③に定める取引認証を行ってください。	第15条（届出事項の変更） 1（同左） 2 前項の取扱いにあたっては、第3章によりゆうちょ認証アプリに登録のうえ、当行所定の本人確認を行ってください。
(新設)	<p>第16条（送金限度額）</p> <p>1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける電信振替及び振込（以下本章において「電信振替等」といいます。）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第1項の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける電信振替等に係る1日の送金金額とダイレクトサービスにおける1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。</p> <p>2 利用者がゆうちょダイレクト（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）に規定するゆうちょダイレクトをいいます。以下本章において同じとします。）を利用していない場合、本サービスにおける電信振替等に係る送金限度額は、当行所定の金額とします。</p>
(新設)	<p>第17条（料金）</p> <p>本サービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 電信振替の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによ</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年3月14日改定）

改定前	改定後
	<p style="text-align: center;"><u>りいただきます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>② 振込の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p>
第14条（本人確認） （略）	第18条（本人確認） （同左）
第15条（パスコード等の管理等） （略）	第19条（パスコード等の管理等） （同左）
第16条（本サービスの利用等） （略）	第20条（本サービスの利用等） （同左）
第17条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （略）	第21条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （同左）
第18条（本サービスにおける禁止事項） （略）	第22条（本サービスにおける禁止事項） （同左）
第19条（利用停止等） 1（略） 2 届出口座が <u>ゆうちょダイレクト規定に規定する</u> 利用口座に該当する場合において、当該ゆうちょダイレクトの全部又は一部の利用が停止されている期間中にある場合は、本アプリの利用が停止されます。 3 前項のほか、届出口座が <u>ゆうちょダイレクト規定に規定する</u> 利用口座に該当する場合において、当該ゆうちょダイレクトの利用の廃止に係る手続又はゆうちょダイレクト規定第6条（暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等）第11項②の方法で再申込みが行われたときは、本アプリに係る届出口座の登録が初期化されます。引き続き本サービスの利用を希望する場合は、あらためて届出口座の登録を行ってください。 4～5（略）	第23条（利用停止等） 1（同左） 2 届出口座が利用口座に該当する場合において、当該ゆうちょダイレクトの全部又は一部の利用が停止されている期間中にある場合は、本アプリの利用が停止されます。 3 前項のほか、届出口座が利用口座に該当する場合において、当該ゆうちょダイレクトの利用の廃止に係る手続又はゆうちょダイレクト規定第6条（暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等）第11項②の方法で再申込みが行われたときは、本アプリに係る届出口座の登録が初期化されます。引き続き本サービスの利用を希望する場合は、あらためて届出口座の登録を行ってください。 4～5（同左）
第20条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等） （略）	第24条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等） （同左）
第21条（保証の否認及び免責） （略）	第25条（保証の否認及び免責） （同左）
<u>（新設）</u>	<p style="text-align: center;"><u>第26条（本アプリの不正使用による電信振替等）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1 前条第1項にかかわらず、利用者情報の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（以下本条において「偽造等」といいます。）により、他人に本アプリを不正使用され生じた電信振替等については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該電信振替等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>① 利用者情報の偽造等に気付いてから速やかに、当行への通知が行われていること</u></p> <p style="text-align: center;"><u>② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること</u></p> <p style="text-align: center;"><u>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他偽造等があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 前項の請求がなされた場合、当該電信振替等が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた電信振替等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を前条第1項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該電信振替等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3 前2項の規定は、第1項に係る当行への通知が、利用者情報の偽造等が行われた日（当該偽造等が行われた日が明らかでないときは、当該利用</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年3月14日改定）**

改定前	改定後
	<p><u>者情報を用いて行われた不正な電信振替等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</u></p> <p><u>4 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合</u>には、当行は、補てん責任を負いません。</p> <p><u>① 当該電信振替等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>A 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合</u></p> <p><u>B 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている者をいいます。）によって行われた場合</u></p> <p><u>C 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</u></p> <p><u>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて又はこれに付随して利用者情報の偽造等された場合</u></p> <p><u>5 当行が当該届出口座について利用者の請求による電信振替又は振込を行っている場合には、当該電信振替又は振込を行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、本アプリの不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</u></p> <p><u>6 当行が第2項により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該振替口座に係る利用者の払出請求権は消滅します。</u></p> <p><u>7 当行が第2項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、本アプリの不正使用による電信振替等を行った者その他の第三者に対して当該振替口座の利用者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p>
第22条（紛争処理及び損害賠償） （略）	第27条（紛争処理及び損害賠償） （同左）
<u>（新設）</u>	<p><u>第28条（規定の適用）</u></p> <p><u>本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「振替規定」、「振込規定」、「ゆうちょダイレクト規定」及び「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</u></p>
第3章 ゆうちょ認証アプリ 第23条（総則） （略）	第3章 ゆうちょ認証アプリ 第29条（総則） （同左）
第24条（適用範囲） （略）	第30条（適用範囲） （同左）
第25条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（略） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ第27条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑪（略）	第31条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（同左） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ第33条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑪（同左）
第26条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～③（略） ④ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第2章に定める本人確認方法に代えて、取引認証を行う取扱い	第32条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～③（同左） ④ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第2章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年3月14日改定）**

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>A</u> 届出事項の変更 <u>B</u> その他当行所定の取扱い</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第27条（免責事項）第2項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第2項、第3項及び第6項並びに第28条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスコード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第2章の適用については、第21条第1項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第3章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合のゆうちょPay利用規約の適用については、同規約第3条（利用申込み）第3項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報」と、同条第4項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と読み替えるものとします。</p>	<p><u>A</u> 電信振替 <u>B</u> 振込 <u>C</u> 届出事項の変更（当行所定のものに限りませ。） <u>D</u> その他当行所定の取扱い</p> <p>⑤ (同左)</p> <p>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第27条（免責事項）第2項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第2項、第3項及び第6項並びに第28条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスコード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第2章の適用については、第25条第1項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第3章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合のゆうちょPay利用規約の適用については、同規約第3条（利用申込み）第3項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報」と、同条第4項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と読み替えるものとします。</p>
<p>第27条（本サービスの利用）</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 第13条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</p> <p>5～17 (略)</p>	<p>第33条（本サービスの利用）</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 第15条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</p> <p>5～17 (同左)</p>
<p>第28条（生体認証）</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第26条第1項③AからGまでに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。</p>	<p>第34条（生体認証）</p> <p>1～11 (同左)</p> <p>12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第32条第1項③AからGまでに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。</p>
<p>第29条（パスコードの管理等）</p> <p>(略)</p>	<p>第35条（パスコードの管理等）</p> <p>(同左)</p>
<p>第30条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>(略)</p>	<p>第36条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>(同左)</p>
<p>第31条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>(略)</p>	<p>第37条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>(同左)</p>
<p>第32条（利用停止等）</p> <p>(略)</p>	<p>第38条（利用停止等）</p> <p>(同左)</p>
<p>第33条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</p> <p>(略)</p>	<p>第39条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</p> <p>(同左)</p>
<p>第34条（保証の否認及び免責）</p> <p>(略)</p>	<p>第40条（保証の否認及び免責）</p> <p>(同左)</p>
<p>第35条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>(略)</p>	<p>第41条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>(同左)</p>

以上